

質 疑 回 答 書

(様式8)

業者名 _____

平成30年11月7日

担当者 _____

連絡先 TEL _____

FAX _____

E-Mail _____

野洲市総務部 総務課

TEL 077-587-6038

FAX 077-587-4033

E-Mail soumu@city.yasu.lg.jp

業務名:野洲市役所等電力調達

番号	質 疑 事 項	回 答
1	入札書・委任状に記載する日付を教えてください。	入札日を記載してください。
2	内訳書の端数処理について指定があれば教えてください。 ・基本料金 ・電力量料金 ・月ごとの合計金額(小計)	野洲市役所等電力調達仕様書 14.電気料金の計算方法 (3)料金等を計算する場合の単位及びその端数処理 を参照ください。
3	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	電力の契約に影響するような工事の予定はありません。
4	各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。	管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額で問題ありません。
5	現在の検針日(計量日)を教えてください。	現在の検針日は、毎月1日です。
6	毎月の計量日は一般送配電事業者が定めるため、年間の請求が13回となることがあります。また料金の算定期間も計量日から計量日の前日となりますが、その旨ご了承いただけますか。	年間の請求が13回となっても問題ありません。料金算定期間が計量日から計量日の前日となるもの問題ありません。
7	過去に契約電力の超過があり、現在対応を一般送配電事業者と協議中または未対応の施設はございますか。	一般送配電事業者と協議中または未対応の施設はありません。

8	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直しについて協議に応じて頂けますか。	野洲市役所等電力調達仕様書 10.料金体系 (2)のとおり、契約期間中に地域の一般送配電事業者が料金の値上げや値下げを行った場合、協議に応じます。
9	現在の供給者を教えてください。	現在の供給者は、株式会社エネットです。
10	請求書は合計請求(複数施設を1枚にまとめる)、個別請求(施設ごと)どちらになりますか。	どちらでも請求可です。ただし、合計請求の場合は、施設毎の電気代が分かるようにしてください。
11	請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。	請求書は紙媒体でお願いします。
12	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に変えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。	電気使用量が分かれば問題ありません。
13	(権利義務の譲渡の禁止等) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	(権利義務の譲渡の禁止等) 条文を変更、追加することはできません。
14	現在の検針日を教えてくださいいただけますでしょうか。	問5に同じ。
15	現在の供給事業者を教えてくださいいただけますでしょうか。	問9に同じ。
16	電気料金をお支払いただく際、納付書による入金または銀行口座からの引き落としでも対応いただけますでしょうか。	電気料金の支払いについて、納付書による入金に対応できますが、銀行口座からの引き落としは対応できません。